

阿賀野市弔慰規程（内規）

（目的）

第1条 この規程は、阿賀野市の市長、副市長、教育長、議会議員及び委員会委員等の死亡により支給する弔慰金の区分等を定めることを目的とする。

（弔慰金の額）

第2条 弔慰金の額については、別表第1のとおりとする。

（委員等の範囲）

第3条 別表第1中委員会委員等の範囲については、別表2に定めるとおりとする。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月19日から施行する。
- 2 平成19年4月1日一部改正（助役、収入役を廃止し、副市長制へ移行したことによる）。

別表第 1 (第 2 条関係)

単位：円

区 分		金 額	備 考
現	市長	50,000	弔花1基
	副市長、教育長	30,000	弔花1基
職	市議会議員	30,000	弔花1基
	委員会委員等	10,000	
元	市長（合併前の首長を含む。）	30,000	弔花1基
	副市長、助役、収入役、教育長 （合併前の当該職を含む。）	10,000	弔花1基
職	市議会議員 （在職12年以上の者とする。合併前 の町村議会議員を含む。）	10,000	弔花1基
	その他市長が特に必要と認めたもの	10,000	

※合併前とは、合併前の旧4町村が施行された以降とする。

別表第 2 (第 3 条関係)

委員会委員等

農業委員会委員
教育委員会委員
選挙管理委員会委員
監査委員
固定資産評価審査委員会委員
消防団長
その他市長が特に必要と認めたもの